

令和6年第10回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年10月4日(金)午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

追加議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条第3項の規定による届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告 第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一

2番 後藤 利夫

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐 中川 朋美

主 査 吉岡 千紘

午後2時開会

(事務局)

皆さま、こんにちは。

会議を始めるにあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、只今より令和6年第10回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。改めまして。

さて、すでに稲刈りが終わった委員さんも多いと思います。

今年は例年以上の猛暑、8月末の台風10号による大雨被害と、大変苦しい状況が続きました。ご自身も大変な状況の中、地域の被害状況を取りまとめていただいた委員の皆様には大変感謝申し上げます。

また、先月10日・11日の県外研修は大変お疲れさまでございました。

研修で学んだことを地域の活動などに活かしていただければ幸いです。また、来年度の予算編成の時期でございますので、後ほど来年の視察希望先を皆で話し合いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります。

(局長)

はい、議長よろしいでしょうか。

ここで一件追加議案を提出させていただきます。

お手元に配布しております追加議案でございます。

本件は、事務局への書類の提出が遅れ、告示に間に合わなかった案件ではございますが、申請者等の諸般の事情等を鑑み、追加の審議をお願いするものでございます。

(議長)

ただいま事務局から説明がございましたが、追加議案「農地法第3条の規定による許可申請書」を追加審議することについて、皆様よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

それでは、追加議案を議題とすることを決定いたします。
議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは追加議案をご覧ください。

番号1 譲渡人 別府市の方、譲受人 別府市の方です。

譲渡人の職業は、無職、譲受人は、農業です。

区分、農用地区域外です。

申請の土地は、大字内竈 田 現況 田 1,725 m²です。

譲渡人は、高齢のため耕作規模を縮小したい、譲受人は現在所有している農地に隣接しており効率的な耕作が可能、というものです。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから4ページは申請書です。

議案と重複しますので、説明は省略します。5・6ページが字図、7ページが航空地図、8・9ページが先日、7番委員と推進委員が現地確認した写真です。説明は以上です。

(議長)

只今、事務局の説明が終わりました。亀川地区の7番委員と推進委員に確認をお願いいたしました。補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

はい。まず、先にこの追加議案の質問なんですけれど、農業振興地域外？

(事務局)

農業振興地域内の農用地区域外です。農用地区域ではない。農振地域ではある

んですが、農用地区域ではないです。農振農用地区域外が正しいです。追加議案の区分のところも、農業振興地域外となっていますが、正しくは農振農用地区域外です。

(7 番委員)
調整区域で？

(事務局)
調整区域かどうかは都市計画法の方の区分になりますので、ここは農振法の方の区分を書いているので。

(7 番委員)
農振と言ったら、東山とか内成とか、そこら辺だけになる？

(事務局)
農振は市街化区域以外のほとんどの土地が農振地域です。

(7 番委員)
市街化区域外、調整区域になっている。これ調整区域。市街化区域じゃない。開発とかできない。調整区域だから。今回は農地だけど、こういう農業振興地域外という表現でいいんですか。

(事務局)
ですので、訂正をしました。農振農用地区域外。

(7 番委員)
農振じゃないってことですね。

(事務局)
農振の中の農用地区域でない。

(事務局)
農振地域は県が定めて、その中の農用地区域は市が定めるという風になっているかと思います。そこには差があります。農振という大きな枠と、その中でも市が重要と定めている農用地区域があるかと思います。

(7 番委員)
はい。この土地はですね、〇〇〇〇〇さん、昔は農業やっていたんですけど、もう80何歳かな、もう何も仕事をしていない状態です。購入される〇〇さん、数年前から

堂面の方に来て色々土地を借りてやってくれていて、問題ないかと思います。〇〇さんは75、76歳かな。

(議長)

只今、7番委員の補足説明が終わりました。申請番号1番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(6番委員)

はい。中身についてではないんですけど、諸般の事情でというのを教えていただければ。

(事務局)

はい。本来は、先月19日までに提出いただいてそこから現地に行ってというところなのですが、今回譲り渡し人の〇〇さんが金銭的な事情もあり、急がれていた。事務局と言った、言わないのやりとりがあって、日程的に少し余裕があったのと、相手の事情と、また9月末までに草刈りをしてくれるというお話でしたので、調査が間に合うのであれば今月の議案に入れさせていただくことにしました。

(事務局)

補足なんですけれど、突然来られたわけではなくて、10日過ぎに1度相談に来られてお話をしているんですね。18日までに来られれば、10月の総会、それを過ぎれば来月の総会と言っていたんですけども、ご本人が29日までと勘違いをされていて、言った、言わないなどの言葉もあり、話し合いをさせていただきました。

(7番委員)

ここは、期日過ぎてるのにそれはいいの？もう来月でって。

(局長)

その選択肢もあったのですが、事情と絶対譲れないところでもないということで、会長とも相談させていただきました。

(議長)

いいですかね。1番の事情というのは86歳の譲り渡し人が急いでいると、あまり好ましくないのはわかっているんですけど、そういう事情も込めて、農業者のためにそうしましょうかと事務局とも相談して決めましたのでご了承願います。これだから次も、ということじゃなくて、1回1回新たに審議しながらやっていきたいと思います。

(6 番委員)

言った、言わないにならないためにも、紙で渡すとか。

(議長)

それもいいですね。

他はいいですか。ほかにご意見ご質問もないようであります。

追加議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について申請番号1番を許可することにご異議ございませんか？

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認めます。

それでは、追加議案第1号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)第3条の3の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

最後に、報告第2号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について、1番・2番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

続いて、その他についてです。事務局から説明をお願い致します。

～以下非公開～

(会長)

他にご意見、ご質問等はないですか。ご意見、ご質問等がないようでしたら、以上をもちまして、全て終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時30分閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長 _____ 会長 _____

署名委員 _____ 6 番委員 _____

署名委員 _____ 7 番委員 _____